

事業番号	15 03 02	事業改善シート(29年度実施事業分)	□当初要求	■当初予算案	□補正予算案	□点検
事業名	高等学校生徒等経済的支援事業費	部局	教育委員会	課・室	高校教育課	
		実施期間	S55 ~	E-mail	koko@pref.nagano.lg.jp	
しあわせ信州創造プラン(総合5か年計画)						
プロジェクト	8 教育再生プロジェクト					
施策の総合的展開	7-1 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす学校教育の充実 2 信州に根ざし世界に通じる人材の育成 5 すべての子どもの学びを保障する支援					

1 事業の概要

現状 (予算編成時)	○意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的に深刻な課題を抱える生徒は進学を諦めてしまう等教育の機会均等を得られない場合がある。 ○安心して教育を受けるために、高等学校等修学費用の経済的負担を軽減する必要があり、継続的な支援が求められている。	29年度予算額	5,397,708 千円
		職員数	3.10 人
目指す姿	○経済的な課題を抱える生徒も安心して教育を受けられるよう、修学費用の負担軽減を図る施策を継続的に実施し、もって教育の機会均等に寄与する。 (主な実施内容:高等学校等就学支援金の支給、奨学給付金の支給、県内大学進学のための入学金等の給付、奨学資金貸付金の貸与など)		

区分(単位:千円)	27年度	28年度	29要求	29予算案	指標及びその達成状況						
					No	成果指標	27年度末	28年度末(見込)	29年度		
事業 コスト	予算額	前年度繰越	0	0							
		当初予算	3,749,417	5,342,963	5,537,646	5,397,708					
		補正予算	-91,169								
		合計(A)	3,658,248	5,342,963	5,537,646	5,397,708					
	Aの財源	一般財源	209,477	354,370	501,719	408,427					
		県債	0	0	0	0					
		国庫支出金	3,251,842	4,789,775	4,886,709	4,840,063					
		その他	196,929	198,818	149,218	149,218					
	決算額(B)		3,649,908								
	概算人件費	職員数(人)	3.10	3.10	3.10	3.10					
概算人件費(C)		25,656	25,656	25,656	25,656						
概算事業費(B(A)+C)		3,675,564	5,368,619	5,563,302	5,423,364						
①	就学支援金・学び直し支援金支給対象者への支給	100%	100%	100%							
②	奨学給付金支給対象者への支給	100%	100%	100%							
③	県内大学入学金等給付事業対象者への給付	100%	100%	100%							

成果指標設定理由	①②③教育の機会均等に寄与するため、各事業の対象となる希望者への支給(給付)実績率を設定。
----------	---

指摘事項等への対応	指摘事項	対応
<input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 決算特別委員会 <input type="checkbox"/> 県民協働による事業改善	該当なし	

予算要求からの主な変更点	国の制度変更に伴い、高校生等奨学給付金を減額。
--------------	-------------------------

2 事業を構成する細事業の内容

(単位:千円)

No	プロジェクトNo	細事業名	29年度 実施内容(予定)	職員数(人)	28年度(当初)	29年度	
						(要求)	(予算案)
1		高等学校等就学支援金交付事業費	就学支援金の支給(1)支給要件:保護者等の市町村民税所得割額の合算で304,200円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額:授業料相当額(全日制:月額9,900円以内、定時制:2,700円以内等)	0.85	4,620,954	4,644,182	4,644,182
2		高等学校奨学金等貸与事業費	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者の修学の奨励及び通学費等の負担軽減を図る。 【月額】(1)定通奨励金:14,000円(卒業で免除)	0.20	21,752	20,709	20,709
3	8-5-3	高校生等奨学給付金給付事業費	奨学給付金の支給(1)支給要件:国公立高等学校に在学する生徒の保護者等のうち、長野県内在住で非課税世帯の者(2)支給金額:月額129,700円以内(教材費、学用品費、修学旅行費等相当額)	0.60	503,603	722,452	582,514
4	8-5-3	県内大学進学のための入学金等給付事業費	市町村民税所得割額が非課税世帯の者30人程度に上限30万円(入学金等の合計額が30万円に満たない場合は実費相当額)を給付	0.50	7,500	7,500	7,500
5		高校生の学び直し支援事業費	学び直し支援金の支給(1)支給要件:高等学校等を中途退学している生徒で、保護者等の市町村民税所得割額が合算で304,200円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額:授業料相当額(全日制:月額9,900円以内、定時制:月額2,700円以内、通信制:月額520円以内)	0.10	954	1,710	1,710
6		高等学校等奨学資金貸付金(特別会計)	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者で、貸与要件に該当した申請者に奨学金または遠距離通学費を貸与する。【月額】(1)奨学金:公立18,000円、私立30,000円(2)遠距離通学費:通学費等の10分の7	0.85	188,200	141,093	141,093
合計				3.10	5,342,963	5,537,646	5,397,708